

各種福祉手当

現況届の提出をお願いします。

現在、各種福祉手当を受給している人または受給資格のある人に、昨年中の所得状況の現況届を提出していただく時期になりました。対象者には通知しますので、期限までに提出してください。

特別障害者手当

障害者手帳所持者やその家族に、障害等級に応じて、手当が支給されます（いずれも所得制限あり）。

対象

- 対象となる手当**
- ① 特別障害者手当
 - ② 障害児福祉手当
 - ③ 在宅重度障害者手当
 - ④ 特別児童扶養手当
 - ⑤ 児童扶養手当
 - ⑥ 愛知県遺児手当
- ※①～④は福祉課が、⑤⑥はご家庭課が担当課です。

次のいずれかに該当する

- 20歳以上の障がい者（施設入所者、長期入院者、身体障がい者の一部を除く）
- ① 身体障がい2級以上の障がいを複数持つ人
- ② 1Q20以下または常時介護が必要な精神障がいを持つ人で、身体障がい2級以上の人
- ③ 身体障がい2級以上または1Q20以下または常時介護が必要な精神障がいを持つ人で、ほかに身体障がい3級相当の障がいを複数持つ人

④ 身体障がい2級以上または1Q20以下またはこれらと同程度の障がいや病状を持つ人で、日常生活でほぼ全面介護が必要な人

支給額（月額）

● 国制度分

● 県制度分

- 国制度分に加算して支給
- ・身体障がい1～2級で1Q35以下の人：6,850円
- ・身体障がい1～2級の人または1Q35以下の人

障害児福祉手当

対象

次のいずれかに該当する20歳未満の障がい者（施設入所者を除く）

- ① 身体障がい1級（2級の一部を含む）の人
- ② 1Q20以下の人
- ③ 右記①②と同程度の障がいまたは病状を持つ、常時介護が必要な人

支給額（月額）

● 国制度分

…1万4,480円

● 県制度分

国制度分に加算して支給

- ・身体障がい1～2級で1Q35以下の人：6,900円
- ・身体障がい1～2級の人または1Q35以下の人

在宅重度障害者手当

対象

次のいずれかに該当する在宅の障がい者（特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の受給者、施設入所者、長期入院者を除く）※年齢制限あり

特別児童扶養手当

対象

次のどちらかに該当する20歳未満の障がい児を育てている人

- ① 1Q35以下程度または身体障がい1～2級程度

※支給額（月額）

…5万1,100円

- ② 1Q50以下程度または身体障がい3級程度

※支給額（月額）

…3万4,030円

問い合わせ

福祉課 ☎ 0561 (38) 3111 (内線2113)

児童扶養手当 愛知県遺児手当

ひとり親家庭などの生活の安定と児童の健全育成を目的とした手当です。

対象

- 次のいずれかに該当する18歳(一定の障がいがあるときは19歳)以下の児童を①監護している母②監護し、かつ生計を同じくしている父③養育している人
- 父母が離婚した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が政令で定められている程度の障がいを持つ児童
- 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻しないで生まれた児童
- 父または母の生死が明らかでない児童

支給額(月額)

● 児童扶養手当
表1のとおり

● 愛知県遺児手当

支給開始から5年間支給
支給開始〜3年目

…4,350円
・4〜5年目:2,175円

支給時期

毎年4月、8月、12月(それぞれ前月分までが支払われます)

※支給は、児童が18歳になる年度の末日分まで受けられます。

所得制限限度額

平成27年8月〜平成28年7月分の支給額は、平成27年度(平成26年分)所得と養育費(8割に相当する額)の合算額が基準となります。所得が表2の所得制限額以上の場合、支給が全てまたは一部停止されます。

申請手続き

ごとも課で受け付けます。必要書類など詳しくは、ごとも課にお問い合わせください。

現況届について

受給者は、毎年8月中旬に「現況届」を提出しなければいけません。必要書類を持参し、ごとも課で手続きをしてください。全部支給停止の人も「現況届」の手続きは必要です。

なお、支給開始から5年が経過した人は「支給停止適用除外事由届出書」(緑色の用紙)と関係書類を持参してください。

※右記届出書は、該当者へ送付済みです。

問い合わせ

ごとも課 ☎0561(38)3111 (内線2122、2125)

表1 支給額(月額)

児童の数	全部支給の場合	一部支給の場合
1人	41,020円	9,680円〜41,010円
2人	1人のときの額に5,000円を加算した額	
3人以上	2人のときの額に3人目以降の児童1人ごとに3,000円を加算した額	

表2 所得制限限度額

扶養親族などの数	受給資格者			扶養義務者など(共通)
	全部支給	一部支給	愛知県遺児手当	
0人	19万円	192万円	192万円	236万円
1人	57万円	230万円	230万円	274万円
2人	95万円	268万円	268万円	312万円
3人	133万円	306万円	306万円	350万円
4人	171万円	344万円	344万円	388万円
5人	209万円	382万円	382万円	426万円

※主な控除として下記の3つがあります。これらの控除があるときは、その額を所得額から差し引いた額で確かめてください。

- ・ 特別障害者控除…40万円
- ・ 社会保険料等相当額(一律)…8万円
- ・ 雑損控除、医療費控除、小規模企業等共済掛金控除…控除相当額

